

## 2. 付添のついている患者

1991年10月1日現在、入院患者のうち付添のついている患者数を、年齢別、家族・付添婦別に調査した。ここでの「付添」とは、終日患者のそばにいたる者をさす。

一般病院では、入院患者にしめる付添のついている患者の比率は平均8.5%である。このうち、基準看護をとっていない一般病院では、この比率は23.8%となる《統計表第27表》。

一般病院では、付添がついている患者のうち、付添が家族である患者の比率は84.6%である。一般病院のうち基準看護をとっていない病院では、付添が家族である患者の比率は41.9%、付添婦がついている患者の比率は58.1%である《統計表第26表》。

老人病院では、付添がついている患者のうち、付添が家族である患者の比率は15.1%、付添婦がついている患者の比率は84.9%である《統計表第25表》。

# IV 夜 勤

## 1. 夜勤体制

病棟種類別に夜勤体制を示す《表4》(病院によっては複数の夜勤体制を併用している場合もあることを考慮し、回答は複数回答とした)。「一般病棟」「精神病棟」「結核病棟」では「三交替」が多い。「老人特例許可病棟」では、他の病棟と比

べて「二交替」「当直」の比率が高い。

なお、許可病床数100床未満の病院では、「一般病棟」についても「二交替」「当直」の比率が高い。

## 2. 夜勤人数

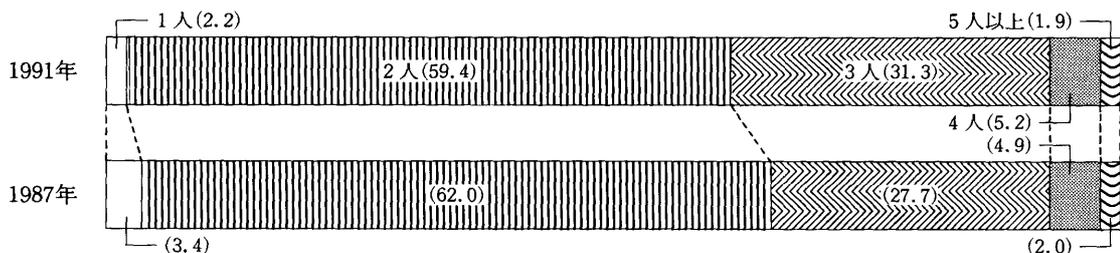
《図7》は、一般病棟の三交替・深夜勤帯での

表4 夜勤体制〔複数回答〕

病棟種類	三交替	変則三交替	二交替	当直	その他	無回答・不明	回答病院数
一般病棟	73.7	8.6	10.6	8.7	0.0	0.9	2,427
精神病棟	76.8	9.4	7.7	6.3	—	4.0	427
結核病棟	66.3	5.5	3.6	2.7	0.8	21.1	365
老人特例許可病棟	28.1	5.7	41.4	19.5	—	5.7	210

図7 夜勤人数 (一般病棟の深夜勤帯)

夜勤人数別看護単位数構成比



夜勤人数別看護単位数の分布である。「2人」夜勤の看護単位が最も多いが、前回調査と比較して、「1人」「2人」がやや減少し、「3人」が増加した。病院設置主体別にみて「3人」以上で夜勤を行っている看護単位が全看護単位の半数を超えているのは、「日赤」(52.0%)「厚生連」(51.9%)「学校法人」(54.2%)である《統計表第77表》。

一般病棟の二交替の夜勤帯では、「2人」(63.8%)、「3人」(19.6%)「1人」(11.3%)である《統計表第78表》。おなじく当直制の夜勤帯では、「2人」(60.6%)、「1人」(22.2%)、「3人」(12.3%)である《統計表第79表》。二交替制・当直では、三交替制と比較して「1人」夜勤・当直の比率が高い。

### 3. 夜勤回数

《図8》は、一般病棟について夜勤回数・当直回数の分布を示したものである。「医療法人」「個人」病院では、夜勤回数が多い傾向がある《統計表第67表》。

1991年9月の1人あたり平均夜勤回数(一般病棟の三交替・変則三交替勤務者)は、8.7回で、前回調査(8.6回)から改善がみられない。

### 4. 夜勤帯の看護助手の勤務

なんらかの形で看護助手を夜勤帯の勤務に組み込んでいる病院は、回答病院の4割を超える。そのひとつの形態である「早出・遅出」勤務とは、夜勤帯を通した勤務ではなく、患者の食事時間帯や朝晩のケアの集中する時間帯に、日勤帯とはずらして勤務するもので、看護助手がこのような勤務をしている病院は、回答病院の30.8%にのぼる《統計表第71表》。

夜勤時間帯の看護助手の勤務について、「一般病院」「精神病院」「老人病院」を比較したものが《表5》である。特に「老人病院」では、看護助手が夜勤帯を通じて勤務に組み込まれている病院の比率が高い。

### 5. 夜間看護手当

三交替(変則三交替をのぞく)・二交替・当直のそれぞれについて、夜勤(当直)1回あたりの夜間看護手当額を調査した。手当額は、夜間割増し分をのぞく定額分とした。ただし、「日赤」など定額制をとっていない一部の病院については、勤続10年31~2歳のモデルについて回答を求めた。

図8 夜勤回数・当直回数(一般病棟)

〈三交替・変則三交替をとる病棟について、平均夜勤回数の分布〉

	5.0~7.9回 (17.1)	8.0~8.4 (21.0)	8.5~8.9 (11.3)	9.0~9.9 (19.4)	10.0 (11.1)	10.1~ (10.7)	不明 (9.4)
(再掲) 医療法人・個人病院	(10.8)	(13.1)	(17.5)	(18.5)	(24.3)		(9.6)

(6.3)

〈当直制をとる病棟について、平均当直回数の分布〉

	3.0~4.9回 (33.5)	5.0~5.9 (23.6)	6.0~6.9 (22.6)	7.0以上 (10.4)	不明 (9.9)
(再掲) 医療法人・個人病院	(24.3)	(25.0)	(24.3)	(14.7)	(11.8)

表5 看護助手は夜勤をしているか〔複数回答〕

	三交替の 準夜勤帯	三交替の 深夜勤帯	二交替の 夜勤帯	当 直	早出・遅出	行っ て い ない	看護助手 はいない	無回 答 ・不 明
一般病院(2204)	5.1%	3.9%	5.0%	4.1%	32.1%	40.4%	15.1%	5.1%
精神病院(187)	31.0	31.6	11.8	15.0	18.7	27.3	5.9	4.3
老人病院(170)	13.5	14.7	34.7	22.9	15.3	15.3	2.9	2.4

( )内は回答病院数

この項での「平均額」は看護職1人あたりの平均値(加重平均)である。

三交替の準夜勤手当は平均2,875円、深夜勤手当は平均3,499円である《統計表第73、74表》。前回調査と比較して、準夜勤手当は金額で664円、30.0%のアップ、深夜勤手当は831円、31.1%の

アップである。

二交替の夜勤手当は平均7270円である《統計表第75表》。

当直の夜勤手当は平均6655円である《統計表第76表》。前回調査と比較して、金額で1001円、17.7%のアップである。

## V 労働時間

### 1. 週所定労働時間

《表6》は、週所定労働時間(看護職員1人あたり平均時間)の推移を示したものである。一般労働者と比較して長いものの、徐々に短縮してきたことが読み取れる。

適用される看護職員数の比率で見た場合、週所定労働時間が40時間未満である者は23.1%、44時間以上である者は14.1%である《統計表第114表》。

表6 週所定労働時間の推移

(看護職員・労働者1人あたり)

調査 年次	看護職員 <sup>1)</sup>		一般労働者 <sup>3)</sup>
	病院	(再掲)国公立 を除く病院 <sup>2)</sup>	
1983	平均43.0時間	42.6	41.7
1987	42.3	41.7	41.7
1991	41.2	40.8	40.3

1) 調査年次・対象等については表7に同じ

2) 国立、自治体(都道府県・市町村)立をのぞく病院

3) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」による

### 2. 超過勤務時間

1991年9月について、非管理職の超過勤務時間を調査した。看護職員1人あたり平均時間を算出したところ、病棟勤務者で平均8.9時間(超過勤務があった病院のみでは9.3時間)、外来勤務者では6.3時間(おなじく7.0時間)、手術室勤務者では16.3時間(おなじく16.6時間)である《統計表第116~118表》。

前回調査と比較して、いずれの部署でも超過勤務時間の延長が見られた。その時間は、病棟では26分、外来では31分、手術室では13分である。

### 3. 週休

週休制度については、「月2回週休2日」である病院が増え、「週休1日半」である病院が減少した。

《表7》は、調査回答病院に勤務する看護職員総数に対する週休制度の適用看護職員の比率を示